

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

○家畜の所有者に対し消毒方法を実施することを命ずる件

告示

福島県告示第八百八十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第三十条の規定により、家畜の所有者に対し、消毒方法を実施することを次のとおり命ずる。

令和二年十二月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザのまん延の防止
- 二 実施する区域
県内全域
- 三 実施の期日
令和二年十二月十八日から令和三年一月三十一日まで
- 四 実施の方法
家きん飼養農場（飼養羽数百羽以上のものその他家畜保健衛生所長が指定するものに限る。）における消石灰の農場内（施設周囲及び農場敷地内）散布

（畜産課）